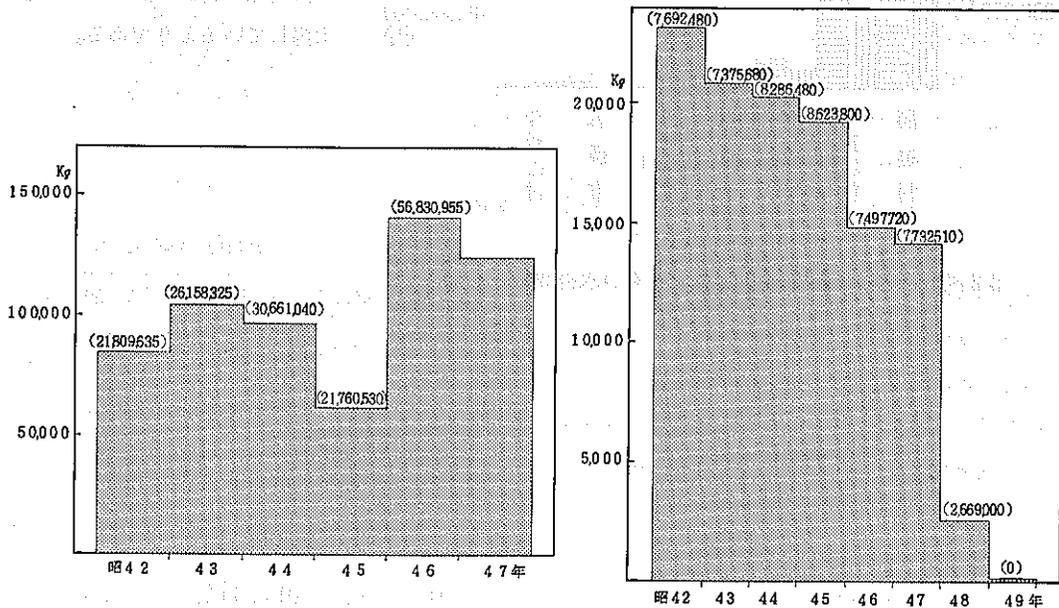


沖縄産シラヒゲウニの増殖対策について

瀬 底 正 武

県下のシラヒゲウニの生産高を第1図に示した。その図から推察されることは、45年度の急激な減少以外は年間平均10万Kg、金額にして、3,000万円の生産があり、時期的な産物として、漁家の収入源の一部となっている。



第1図 シラヒゲウニの年度別生産高の推移 ()金額円

第2図 北部N漁協シラヒゲウニの年度別生産高の推移 ()金額円

(資料：沖縄の水産業)

しかしながら、一方では、第2図に示されるように、ウニを専業にしている漁協、あるいは、専業者からの聞き込み調査によると、47年度以降48年、49年にかけて、急激な減少傾向がみられる。特に48年～49年度のウニ専業漁家(今帰仁村、宜野座村、恩納村、沖縄市、勝連村、知念村)は、採取し出荷され得るだけの量のウニが棲息してないということで、採取をひかえ保護の立場を取り次年度にそなえたい移行のようである。(1974：聞き込み調査)

このようなことが、深刻な問題として提起された以上は、当然何らかの対策が必要であろう。ここでは、その対策の方法について、文献や調査資料を検討し今後の普及指導の資料としたい。

I 投石による漁場造成と藻場の造成



第3図 投石ブロックに着生するオキナワモズク(ブロック周辺にはウニの棲息がみられる)

本土におけるウニの投石事業について、2~3の文献を検討すると、福井県ではウニの漁場造成のために古くから投石事業が行われてきている。(川名：1938)北海道では、宮土(1965)の調査によれば、投石を行なっている組合も2、3あるようであるが、コンブやアワビを目的としたもので、ウニのみを主要な目的とする投石はほとんど行われていないようである。

このように、コンブの漁場造成はウニの生活に好適な生活場所を改善拡大することを目的とするものであるから、ウニの発育段階の生活内容に対応したものでなければ効果的でない。したがって、沖縄沿岸におけるウニの増殖については、モズクとウニの立体的な増殖方法がのぞましいのではないだろうか。投石で資源を大幅に増加させるためには、かなりの大規模な事業量を必要とするので、これからは、藻場の造成が漁場造成の主要な分野になると思う。

II 移 殖

移殖の目的は餌となる海藻類の少ない場所に棲息している実入りの悪いウニを海藻類の繁茂地に移すことである。

ウニの生長に最も良い海藻は緑藻類のアナアオサ、ヒトエグサで、次にコンブ、ホンダワラといった褐藻類である。(川村：1963)⁽²⁾

餌料適藻から推察すると当然移殖場所は緑藻類の繁茂地ということになるが、緑藻類の生育帯は沿岸部の干露出帯であるため、移殖場所としては不適である。したがって、緑藻類については、むしろ、褐藻類移殖地への餌の補充として利用されれば効果的ではないかと考える。補充餌料については、その他に陸草が考えられるので参考までにその試験結果を記述する。

陸草については、1971年~1972年にかけて、今帰仁村運天港内において、同村役場の玉城真光氏が陸草と海藻の餌料効果試験を試み表に示されるような結果を得た。

表によると、大きさや生殖重量とも海藻がはるかに餌料効果が大であるという結果がでているが、前述したようにあくまでも移殖地への餌料の補充ということで利用すれば効果が期待されるのではないか。

陸草と海藻の餌料調査結果 (単位: 大きさmm, 量g)

事項	殻 径	殻 高	総重量	生殖重量	餌料の種類
海藻	65.8	40.1	10.58	9.94	ホンダワラ類
陸草	59.0	33.9	7.17	3.60	①海カズラ ②クワの葉 ③干ガヤ ④マウベ

(注): 飼育期間は1971年12月1日~1974年4月30日迄の4ヶ月間
調査個体は各50個体で大きさは最終調査日の測定平均値

III 漁業規制

ウニについては、現在の所漁業規制はないが、資源保護の立場から次のような方法が考えられる。

- (1) 漁期の制限……成熟段階から推察して成熟期以後は、生殖巣の流出個体が多くみられることにより歩留り低下が考えられるので採取期間は5月以降8月初旬頃までが適当と思われる。(伊野波: 1964~1965⁽¹⁾), 専業者の中には周年操業の形態を取っている者もあるが、現状では生きの長いウニ漁業は期待できない。
- (2) 殻径制限……シラヒゲウニの成体の大きさは、殻径5.472mm~9.361mm(平均殻径7.4mm)である。生殖巣重量は成長期、成熟期においては1個当たり4~33gであるが、15g以上抱卵しているウニの大きさは、殻径70mm以上のものである。(伊野波⁽¹⁾)したがって、採取可能な大きさは、殻径60mm以上が適当ではないかと考える。

IV 今後の増殖対策の可能性について

I~IIIについて、増殖対策として考えられるが、その中で実施可能と思われるものは、I、IIの投石による漁場及び藻場の造成と移殖、特に藻場の造成が急務ではないでしょうか。また、III-(1)の漁期の制限については資源保護の立場から県漁業調整規則の中で検討すべき時期ではないかと考える。

V 参考文献

- (1) 伊野波盛仁(1964~1965): シラヒゲウニの生殖巣の変化について(琉水研事業報告書)
- (2) 川村一広(1963): 小樽市祝津におけるエゾバフンウニの移殖について(北水試月報)
- (3) 北水試ウニ研究グループ: エゾバフンウニについて(北水試月報)